

第 55 回町村議会議長全国大会の報告

日 時 平成 23 年 11 月 16 日（水） 12 時～13 時 40 分
会 場 NHKホール
主 催 全国町村議長会
参加者 東議長、堀内副議長、下間事務局長

(1) 町村議会議長全国大会について

全国町村議会議長会は、地方自治法第 263 条の 3 の規定に基づき、総務大臣に届出を行っている我が国唯一の町村議会議長のための全国的連合組織である。昭和 24 年 11 月 9 日に創立され、地方六団体の一員として、地方税財政対策の充実強化や地方分権改革の推進など各団体共通の目的を果たすため、相互に緊密な情報交換を行うとともに、政府・国会に対し政策提案・要望活動等を行っている。

町村議会議長全国大会は、昭和の町村合併が行われた後の 1956 年（昭和 31 年）から毎年開催されており、政府・国会に対し政策提案・要望活動の全国規模での最大の行事となっている。例年、北葛城郡議長会がとりまとめ、議会からは議長、副議長、事務局長が公務出張で参加している。



(2) 今年の主テーマは「真の分権型社会の実現を目指して」

今大会の特徴として、3 月 11 日発生の東日本大震災の早期復興、8 月 26 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号、略称：第二次一括法）の成立、地方の人口減少と地域間の格差拡大、社会保障・税の一体改革の議論等が取り上げられた。この状況判断は、大会宣言や特別決議に集約され、採択された。

(3) 「真の分権型社会の実現に関する特別決議」

地域のことは地域が責任をもって決めることが、地方分権の基本であるとの認識が根本になっている。今年「地方と国の協議の場」が法制化されたものの、権限の委譲や義務付け・枠付け等の多くの事項が手付かずで残っていることも指摘している。

要望事項は次の通りである。①国と地方の役割分担の見直しにあたっては、町村の意見を十分に踏まえ、一体的に権限・事務・税財源の移譲を進めること。②国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小等を早急に実施すること。③法令によって都道府県から市町村に権限委譲を行うにあたって、市町村の名称のみで差を設けることなく、市町村と十分協議すること。④住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。

(4) 「町村税財源の充実強化に関する特別決議」

地域格差が広がる中、町村が行財政運営を円滑に進めて行くためには、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築が必要で、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税の復元・増額と合わせ、一般財源の充実強化が不可欠であるとの認識である。

要望事項は次の通りである。①偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の拡充を図ること。②地方交付税の法定率の引き上げを図るとともに、基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するための割増算定を拡充すること。③一括交付金の実施にあたっては、平成23年度実施された都道府県別の実行状況を検証した上で、町村の意見を十分取り入れること。④一括交付金の制度設計にあたっては、総額は少なくとも対象となる補助金・交付金等と同額を確保するとともに、離島・過疎等の条件不利地域に対する特別な補助金・交付金は、一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること。

(5) 議会の機能強化について

地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めて行くことが求められている中、住民の代表機関として地方公共団体の最終意志決定を担う議会の役割と責任は格段に重くなることから、町村議会のさらなる機能強化を図る必要があるとの認識がある。

要望事項は次の通りである。

1. 議会の自由度の拡大

①長期間の会期を設定し、必要に応じて会議を開く方式の導入にあたっては、その具体的な運営は各地方自治体の条例に委ねること。②議会が自立的にチェック機能を発揮するため、議会の議決を要する工事・製造の請負、財産の取得・処分の政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。③地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が自立的にチェック機能を発揮するため、政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。



2. 議会と長の見直し

①二元代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきで、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。②議会と長との機能バランスを図る観点から、長の不信任議決の要件を過半数若しくは3分の2以上まで引き下げるとともに、不信任議決に対抗する長の解散権行使は廃止し、長の辞職にとどめるよう制度を改めること。③一般的再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めるとともに、長と議会両者の対立点を明確にするため、再議権の行使にあたっては、公聴会を開催するなど客観的基準を採用する制度に改めること。④専決処分は、議会の議決権が軽視される一因となっているため、議会が「不承認」とした場合、その効力が存続するものは将来効力を失わせ、改めて提案させるなどの措置を義務付けること。⑤決算が「不認定」の場合、再発防止、政策の変更、責任の所在の明確化について、長から議会への説明を義務付けること。⑥予算のうち議会費については、議会側の提案をもとに予算を編成する制度とすること

3. 地方議会議員の位置づけの明確化

地方議会議員の職責・職務について法律上明確に位置づけること。

4. 議会事務局体制の強化

議会の政策立案やチェック機能を強化するため、独立した議会事務局体制とするよう規定すること。

5. 意見書の誠実処理

地方議会の意見書については、法令により誠実処理の義務を明文化すること。

6. 地方議会議員選挙の活性化

①選挙権と被選挙権の格差をなくすため、被選挙権年齢を引き下げること。②住民の身近な市町村の選挙については、候補者と有権者との戸口での質疑や討論を可能にする戸別訪問を解禁し、選挙の活性化と自由化を図ること。③公営選挙を拡大するため、町村においても選挙運動用の自動車及び個人演説会告知・選挙運動用のポスターについては、市と同様、条例で無料とすることができるよう改めること。

7. 公務災害補償制度の充実

地方議会議員の活動範囲及び責任の拡大等に対応し、議員が安心して職務に邁進できるよう、地方議会議員の公務災害補償についても、地方公共団体の長をはじめ一般職までの全ての常勤職における公務災害補償を地方公共団体に代わって行っている地方公務員災害補償基金において実施することとし、その充実を図ること。

8. 共済組合年金制度への加入

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（地方議会議員年金廃止法案）にする衆・参総務委員会の附帯決議を踏まえ、市町村長と同様、地方公務員の共済組合に加入できるよう検討すること。

(6) 監査機能の充実強化

すべての地方公共団体が自ら責任ある監査を実施するため、監査の独立性・専門性をさらに強化する必要がある。

1. 監査体制の強化

①地方公共団体に係る監査は、個々の団体ごとに、監査委員及び補佐する専任の監査事務職員により、責任をもって実施することが基本であることを明確に位置づけるとともに、その実効を高らしめるため、執行部における内部統制の充実を図ること。②監査委員の独立性の確保監査の独立性を図るため、監査委員は議会において選任できるようにし、議員・OBの選任制限を設けることなく、幅広い人材を確保できるようにすること。

2. 外部監査の見直し

監査委員の監査とは別に外部監査が必要とされる際、現行の契約に基づく外部監査人による監査に替わり、独立性・専門性が高く、低廉なコストで外部監査ができる地方公共団体共同の監査法人組織について検討すること。

上記が、今回の町村議町会議長全国大会で取り上げられた主たる課題である。いずれも自治体の町村レベルにおける重要な案件であり、上牧町議会としてもそれぞれの分野で「真の分権型社会の実現を目指して」の目的意識を持ち、議会活性化と併せて鋭意取り組んで行くことが求められている。

以上

